

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価 の実施方針について

1 趣旨

徳島県教育委員会が自らの教育行政の管理・執行状況について点検・評価し、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することによって、効果的な教育行政の一層の推進に資するとともに、県民への説明責任を果たす。

2 根拠法令

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

第26条＜一部省略＞

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3 実施方法

(1) 点検・評価の対象

「徳島県教育振興計画（第3期）」（平成30年3月22日策定）に基づく主要施策を対象とし、前年度の施策・事業を検証し、数値目標の達成状況を点検する。

(2) 学識経験者の知見の活用

「徳島県教育行政点検・評価委員会」を活用する。

(3) 県議会への報告

報告書を作成し、県議会に提出する。

(4) 県民への公表

県のホームページに掲載する。

(5) スケジュール

8月・教育行政点検・評価委員会（8日）

・定例教育委員会（30日）

・9月県議会へ提出

10月・県民への公表